

第8章 国際予備審査機関に対する手続

(主として国際予備審査機関としての日本国特許庁に対する手続)

第1節 国際予備審査の請求

国際予備審査は、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、予備的かつ拘束力のない見解を示すことを目的とします。(条33(1))

1. 請求の時期

国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言及び国際調査機関の見解書の送付日から3月又は、優先日から22月のうち、いずれか遅く満了する期間まで(規54の2.1)

国内移行期限は、予備審査請求の有無にかかわらず優先日から30月です。
しかし、ルクセンブルグ(LU)及びタンザニア(TZ)では、自国の国内法令との整合性が確保されるまで、翻訳文の提出期限は優先日から20月(LU)又は21月(TZ)であり、19月を経過する前に国際予備審査の請求を行った場合に限り、国内移行期限が30月(LU)又は31月(TZ)となります(2023年7月1日現在)。
これらの国々については、今後、経過措置の撤回などもありますので、最新情報をWIPOウェブサイト等で確認することをお勧めします。

2. 国際予備審査の請求をすることができない場合

- (1) すべての出願人が、条約第二章(国際予備審査)の規定に拘束されている締約国の居住者又は国民でない場合(条31(2)(a)、法10(1))
- (2) 国際出願において指定されたすべての国が、条約第二章を留保している国である場合(法施51)
※ 国際出願の取下げ又はすべての指定国の取下げ等により、国際出願が存在しなくなった後は国際予備審査の請求はできません。

3. 請求に必要な書類

- (1) 国際予備審査請求書(条31(3)、法10(2)、法施53)[様式5-1]
- (2) 事前に代理人の選任がなく国際予備審査の請求を代理人により行う場合、あるいは国際予備審査請求を新しい代理人により行う場合には、代理人の選任を証明する書面(出願人が国際予備審査請求書の第VII欄に署名をした場合を除きます。)(規90.4(a)、法施5、同6)

4. 請求に必要な手数料 (条 3 1 (5))

(1) 予備審査手数料 (規 5 8. 1、法 1 8 (2)③、令 2 (2)③)

(2) 取扱手数料 (規 5 7. 1、法 1 8 (2)③、令 2 (5)、法施 8 1)

5. 国際予備審査機関による送付、通知

国際予備審査機関は、国際予備審査の請求書を受理した場合には、国際事務局に請求書（又はその写し）を送付します。また、出願人にその受理の年月日を通知します。

(規 6 1. 1 (a) (b)、法施 5 4 (1))

6. 国際事務局による通知

国際事務局は、選択官庁に対し選択された旨の通知を、条約第 2 0 条に規定する送達とともに送付します。 (条 3 1 (7)、規 6 1. 2 (a) (c))

国際事務局は、出願人に対し、当該通知及び通知を受けた選択官庁を書面で通知します。

(規 6 1. 3)

7. 公報への掲載

国際事務局は、国際予備審査の請求書の提出後であって、その国際出願が国際公開された後速やかに国際予備審査の請求書及び選択国に関する情報を公報に掲載します。 (規 6 1. 4)

第 2 節 管轄国際予備審査機関

1. 日本語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して日本語による国際出願をした場合、日本国特許庁が国際予備審査機関となります。 (条 3 2、規 5 9. 1)

2. 英語による国際出願

日本国特許庁（受理官庁）に対して英語による国際出願をした場合、国際予備審査機関として、日本国特許庁、欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁を選択することができます。ただし、日本国特許庁、欧州特許庁及びシンガポール知的所有権庁は、自庁が国際調査を行った国際出願についてのみ、国際予備審査を行います。

管轄国際予備審査機関の詳細については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>）の各国際予備審査機関の附属書 E を参照してください。 (条 3 2 (2)、規 5 9. 1)

第3節 国際予備審査請求に係る手続書類の提出形態について

1. 日本国特許庁への手続

(1) オンライン手続

日本語による国際出願に係る国際予備審査請求書、答弁書、手数料にかかる手続書類は、特許庁が提供するソフトウェア「インターネット出願ソフト」を利用して提出することが可能です。

国際予備審査請求書は、願書と同様に国際出願タブの「編集画面」で作成し、送信します。答弁書や手数料に係る手続書類は、HTMLデータを作成し、インターネット出願ソフトでXMLデータに変換して特許庁へ送信します。

(2) 書面手続

条約第34条の規定に基づく補正である「手続補正書（法第11条の規定による補正）」等、差替用紙が必要な手続書類及び英語による手続書類は、書面により提出します。

また、オンライン手続が可能な手続書類であっても、書面による手続が可能です（様式は共通）。書面手続で提出する場合も、電子化手数料は不要です。

2. 管轄国際予備審査機関への手続

各管轄国際予備審査機関への手続については、「PCT出願人の手引（PCT Applicant's Guide）」（<https://www.wipo.int/pct/en/guide/index.html>）の各国際予備審査機関の附属書Eを参照してください。

《欧州特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

European Patent Office
80298 Munich
Germany

《インド特許庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

The Indian Patent Office
PCT Division- ISA/IPEA
Boudhik Sampada Bhawan, Plot No.32, Sector 14, Dwarka,
New Delhi 110075, India

《シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合の予備審査請求書の送付先》

Intellectual Property Office of Singapore
1 Paya Lebar Link #11-03
PLQ 1, Paya Lebar Quarter
Singapore 408533

第4節 国際予備審査請求書の作成要領

1. 様式

(規53.1(a)(b)、細102(h)、法施53)

日本国特許庁への国際予備審査請求書は、オンライン手続の場合は、インターネット出願ソフトを利用して作成し、書面手続の場合は印刷又はコンピュータ印字による所定の様式で作成します。

なお、書面手続については、編集可能なPDFフォーマットの様式を以下の特許庁ウェブサイトから入手できます。

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_paper.html

※ 規則改正等に伴い、随時様式の更新が行われます。最新の様式を使用してください。

2. 各欄の作成要領

[様式5-1(1)、様式5-1(2)]

(1) 国際出願の表示 **第Ⅰ欄** (規53.6)

オンライン手続の場合は「新規出願参考情報」画面と「国際出願の表示」の編集画面で入力します。

- ① 国際出願番号を記載します。国際出願番号が受理官庁から通知される前に国際予備審査の請求をする場合には、国際出願番号に代えて受理官庁名(日本国特許庁)を記載します。
- ② 国際出願日及び優先日を記載します。記載については、日・月・西暦年の順に記載します。2以上の優先権の主張を伴う場合には、優先権の主張に係る最先の出願の出願日を優先日として記載します。

優先権を主張する基礎の出願がない場合には、優先日の欄に日付は記載しません。

- ③ 国際出願の願書に「出願人又は代理人の書類記号」を記載したときは同じ書類記号を記載します。
- ④ 発明の名称は、国際調査機関により作成された場合を除き、願書に記載した発明の名称を記載します。

ただし、書面で国際予備審査請求書と条約第34条に基づく補正を同時に受理官庁に提出する場合で、補正により発明の名称を補正する場合は、その発明の名称を記載します。

(2) 出願人 **第Ⅱ欄** (規53.4)

オンライン手続の場合は「氏名(名称)」の編集画面で入力します。

選択国の出願人全員を記載する必要があります。

書面手続において、出願人が3人以上の場合は「第Ⅱ欄の続き 出願人」の用紙を使用して記載します。

「氏名(名称)及びあて名」の記載方法については、「第3章 第2節 3. 願書の各欄の記載要領」の欄を参照してください。

記載要件の簡素化は、願書上の取扱いと同様です。(規60.1(a)2)

電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載してください。電子メールアドレスを記載した場合、国際事務局が当該電子メールアドレスを利用して、本出願に関する全ての通知を電子形式のみで送付することを承認したことになります。

※ 日本国特許庁から発送される各種通知については、電子メールによる送付のサービスは

行っていません。

※ 出願人及び代理人又は共通の代表者の両方について電子メールの許可が与えられている場合、国際事務局からの電子メールによる通知は筆頭に記載の代理人又は共通の代表者のみに行われます。
(「PCT NEWSLETTER 2010年4月号」)

(3) 代理人又は共通の代表者、通知のあて名 **第Ⅲ欄** (規53.5)

オンライン手続の場合は「氏名(名称)」の編集画面で入力します。

- ① 第Ⅲ欄に記載の者に応じて、代理人又は共通の代表者の口内にレ印を付します。また、代理人又は共通の代表者の選任に関して該当する口内にレ印を付します。
- ② 電子メールアドレスを利用して当該国際出願に関する通知の送付を希望する者は、「電子メールアドレス」欄に電子メールアドレスを記載します。
詳細は、前述の「第8章 第4節 2. (2) 出願人」の欄を参照してください。
- ③ 代理人又は共通の代表者が選任されていない場合には、「通知のあて名」をこの欄に記載することができます。このあて名は、請求書の「第Ⅱ欄 出願人」に記載されているあて名と異ならなければなりません。通知のあて名を記載する場合には、「通知のため
のあて名」の口内にレ印を付します。

(4) 国際予備審査に対する基本事項 **第Ⅳ欄** (規53.2(a)(iv)、法施52(1)⑥)

オンライン手続の場合は「基本事項」の編集画面で入力します。

出願人は、国際予備審査を開始するにあたって、次の①～④の事項を希望する場合には該当する口内にレ印を付します。

- ① 条約第19条の規定に基づく補正が行われた場合には、出願人は国際予備審査のために条約第19条の補正書を考慮するか、又は条約第34条の補正により、その条約第19条の補正は取り消されたものとして、条約第34条補正を基礎として予備審査の開始を希望するかを表示します。(規53.9(a))
- ② 条約第34条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する場合には、当該補正を基礎として予備審査の開始を希望する旨を表示します。(規53.9(c))
条約第34条の規定に基づく補正書を請求書とともに提出する記載はあるが、実際には提出されていない場合、出願人に対して指定した期間内に補正書の提出を求めます。
この場合、補正書の受領又は指定した期間の満了までは国際予備審査を開始しません。(規60.1(g)、同69.1(e))
- ③ 条約第19条の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、その提出期間が満了していない場合であり、国際予備審査機関が規則69.1(b)の規定に従い国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合には、出願人は規則69.1(d)の規定に従い国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示をすることができます。(規53.9(b))
- ④ 国際予備審査請求期間の満了する時まで国際予備審査の開始を延期することを希望する場合は、その旨を表示します。(規69.1(a)但書、法施53の2)

(5) 国の選択 **第Ⅴ欄** (規53.7)

みなし全選択により、記載の必要はありません。既に、様式に「この様式を用いてされた国際予備審査の請求は、指定され、かつ、PCT第Ⅱ章に拘束されるすべての締約国を選択する国際予備審査の請求となる。」と印字されています。

(6) 照合欄 **第VI欄**

オンライン手続の場合は「内訳」の編集画面で入力された書類が表示されます。
書面手続の場合は、補正書等の添付がある場合には、書類の枚数を記載します。
なお、オンライン手続の場合には、記載不要です。

① 条約第34条補正を提出する場合

「2. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書」に差し替え用紙の枚数を記入します。
「3. 特許協力条約第34条の規定に基づく補正書に添付された書簡（規則66.8）」に、
手続補正書の書簡の枚数を記入します。

② 条約第19条補正及び書簡の写し並びに説明書の写しを提出する場合

「4. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書の写し」に差し替え用紙の写しの枚数を
記入します。

「5. 特許協力条約第19条の規定に基づく補正書に添付された書簡の写し」に、書簡の
写しの枚数を記入します。

「6. 特許協力条約第19条の規定に基づく説明書の写し」に、説明書の写しの枚数を記
入します。

③ その他添付書類がある場合には該当する□内にレ印を付します。

※ 照合欄に、答弁書に関する記載はしません。

※ 国際予備審査請求書をオンライン手続で提出する場合には、条約第19条補正及び書
簡の写し並びに説明書を添付書類として同時に提出することができます。ただし、写し
が複数頁にわたる場合は、「19条補正書の写し1頁目」「19条補正書の写し2頁目」
のように頁毎にイメージを添付する必要があります。

※ 条約第19条補正及び書簡並びに説明書の写しを書面で提出する場合は、国際予備審
査請求書をオンライン手続で提出した後、速やかに特許庁へ提出してください。

※ 条約第34条に基づく補正である「手続補正書（法第11条の規定による補正）」
の提出は、書面手続のみ可能です。

(7) 出願人、代理人又は共通の代表者の署名 **第VII欄**

出願人が代理人又は共通の代表者を選任した場合は、その代理人又は共通の代表者が記名
及び署名します。代理人又は共通の代表者を選任しない場合は、少なくとも一人の出願人が
記名及び署名します。 (規60.1(a)の3))

日本国特許庁では、2020年12月28日から、特許協力条約（PCT）に基づく国際出
願の願書を書面で提出する際には、出願人、代理人又は共通の代表者による「押印」に加え
て「署名」での手続も可能となりました。

※ オンライン手続（電子署名）には変更ありません。また、国際段階の手続のみが対象と
なります。

※ 署名手続にかかる詳細は、以下の特許庁ウェブサイト（「PCT国際出願関連書類への署
名方法及び署名する場合の留意点」）を参照してください。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct-shomehoho.html>

※ 押印で手続される場合は、これまでと変更ありません。

オンライン手続の場合は、送信ファイル作成時に、インターネット出願ソフト起動時に選
択した者の電子証明書を用いて自動的に電子署名されることにより、署名と同等の効果が得
られます。予備審査請求書のPDFデータには、「(PKCS7 デジタル署名)」という表示が
されます。

代理人が複数いる場合であっても、国内手続と異なり意思確認のための手続補足書の提出は不要です。また、テキスト署名は任意です。

(8) その他

書類の作成上の一般原則及び願書の作成要領に従って作成します。

「第2章 第3節 国際出願書類等の作成上の一般原則」及び「第3章 第2節 願書の作成要領」を参照してください。

第5節 国際予備審査の請求に係る手数料

1. 国際予備審査請求に必要な手数料

予備審査手数料と取扱手数料を各国際予備審査機関に支払います。(規57.1、同58.1(a))

(2023年7月1日現在)

国際予備審査機関	手数料	金額
日本 (IPEA/JP)	予備審査手数料	34,000 円 (日本語)
		69,000 円 (英語)
	取扱手数料	29,300 円
欧州 (IPEA/EP)	予備審査手数料	1,830 EUR
	取扱手数料	196 EUR
インド (IPEA/IN) (注1)	予備審査手数料	1,200 INR (法人)
		3,000 INR (個人) (注2)
	取扱手数料	216 USD
シンガポール (IPEA/SG)	予備審査手数料	830 SGD
	取扱手数料	293 SGD

(注1) インド特許庁が国際調査報告書を作成した場合、法人の場合は10,000 INR、個人の場合は2,500 INRに減額されます。

(注2) 出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

※ 最新の手数料は、以下のWIPOウェブサイトのPCT Fee Tablesを参照してください。
<https://www.wipo.int/pct/en/fees/index.html>

2. 手数料の納付方法

(1) 日本国特許庁が国際予備審査機関の場合

手続形態	特許印紙	予納 ※	口座振替 ※	クレジットカード (指定立替納付)	電子現金 納付	現金納付
オンライン	×	○	○	○	○	○
書面(窓口)	○	○	×	○	○	○
書面(郵送)	○	○	×	×	○	○

※ 予納と口座振替は、特許庁への事前登録が必要です。

※ 手続言語が英語の場合又は受理官庁が日本国特許庁以外の場合、予納と口座振替は利用できません。

(A) 国際予備審査請求と同時に納付する場合

「国際予備審査請求書」により納付します。 [様式5-1(1)、様式5-1(2)]

① オンライン手続

「支払い」の編集画面で支払い方法を選択し、必要情報を入力します。

※ 手続言語が英語の場合、オンライン手続は利用できません。

② 書面手続

a 特許印紙

国際予備審査請求書「第Ⅵ欄 照合欄 この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている」の「□納付する手数料に相当する特許印紙を貼付した書面」にレ印を付します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□特許印紙」にレ印を付します。

A 4 の用紙に特許印紙を貼付すると共に、下の余白に「予備審査手数料、取扱手数料」の表示と印紙額を記載した書面を国際予備審査請求書に添付します。

b 予納

国際予備審査請求書の第Ⅱ欄の「出願人登録番号」欄又は第Ⅲ欄の「代理人登録番号」欄に手数料計算用紙に記載する予納台帳の利用可能者の申請人識別番号を記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」欄の「□予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」にレ印を付すと共に、「予納台帳又は当座預金口座からの引き落としの承認」欄の「□上記の合計額の引き落としの承認」にレ印を付し、国際予備審査機関(JP)、予納台帳番号6桁、日付、氏名を記入します。

c 電子現金納付

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「電子現金納付」及び納付番号16桁を記入します。

d 窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき(特許庁への事前登録は不要)、手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□クレジットカード」にレ印を付します。

e 現金納付

国際予備審査請求書の「第Ⅵ欄 照合欄 この国際予備審査請求書には、さらに下記の書類が添付されている」の「8. □その他」にレ印を付し、「現金納付済証」と記載します。

手数料計算用紙における「支払方法」の欄の「□その他」にレ印を付し、その右側に「現金納付」と記載します。

A 4 の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付すると共に、下の余白に「予備審査手数料、取扱手数料」の表示と納付額を記載した書面を国際予備審査請求書に添付します。

(B) 国際予備審査請求の後に納付する場合

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」により納付します。

（法施 7 8、法施様 2 7、同 2 7 の 2（英語））[様式 2-1]

① オンライン手続

【手数料の表示】の欄で選択する支払い方法において必要となる情報を入力します。
（[様式 2-1]（注 2）参照）

※ 手続言語が英語の場合、オンライン手続は利用できません。

② 書面手続

a 特許印紙

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に特許印紙を貼付し、その下に印紙額を記載して提出します。

b 予納

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に予納台帳番号欄を設け、予納台帳番号 6 桁を記載して提出します。

c 電子現金納付

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に「納付番号」の欄を設け、納付番号 1 6 桁を記載して提出します。

d 窓口におけるクレジットカード納付

所定のクレジットカードをご用意いただき（特許庁への事前登録は不要）、「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に、「指定立替納付」の欄を設けて提出します。

e 現金納付

「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」に、「納付書番号」の欄を設け、納付書番号 1 1 桁を記載します。A 4 の用紙に納付済証（特許庁提出用）を貼付した書面を添付して提出します。

※ 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置があります。詳細は、「第 9 章 中小企業、スタートアップ企業及び大学等を対象とした支援措置」を参照してください。

※ 軽減申請を行う場合は、「国際予備審査請求書」の手数料計算用紙の予備審査手数料の欄には、軽減後の額を記載します。

(2) 欧州特許庁が国際予備審査機関の場合

欧州特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

① 銀行振込

口座名義	European Patent Organisation
口座番号	3 338 800 00（銀行コード 700 800 00）
IBAN	DE20 7008 0000 0333 8800 00
SWIFTコード	DRESDEFF700

銀行名 Commerzbank AG
口座所在地 Leopoldstrasse 230
80807 München Germany

② クレジットカード

オンラインサービスによりクレジットカードによる支払いができます。
電子メールアドレス及びパスワードの登録が必要です。

詳細は以下のウェブサイトを参照してください。

<https://www.epo.org/applying/fees/payment.html>

(3) インド特許庁が国際予備審査機関の場合

インド特許庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義 PAO,PDTM,Mumbai
口座番号 3522713519
SWIFTコード CBININBBBMO
IFSCコード CBIN0280316
MICRコード 110016015
銀行名 Central Bank Of India

(4) シンガポール知的所有権庁が国際予備審査機関の場合

シンガポール知的所有権庁の定めに従います。

支払いは、以下の銀行口座への振込等によって行います。

口座名義 Intellectual Property Office of Singapore
口座番号 003-900067-7
SWIFTコード DBSSSGSG
銀行名 Development Bank of Singapore Ltd
口座所在地 12 Marina Boulevard Level 3
MBFC Tower 3
Singapore 018982

3. 納付期間

国際予備審査請求書の提出から1月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期間内 (規57.3(a)、同58.1(b))

(1) 補正の命令

手数料が所定の期間内に支払われていない場合又は、不足すると認めた場合は、特許庁長官（国際予備審査機関）は出願人に対し、手数料の補正を命じます。

(規58の2.1(a)、法14、令1(2))

(2) 補正の期間

命令の日（発送日）から1月以内

(規58の2.1(a)、法施69)

(3) 補正の方法

「手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）」を書面手続又はオンライン手続にて提出します。

（法施 7 0 (2)、法施様 2 9 備考1、同 1 5 の 2（英語）、特例施 1 0 (1) 5 の 2 ホ）
[様式 2 - 2]

※ 「手数料補正書」ではありません。

（4）補正されない場合

所定の期間内に手数料の納付がされない場合は、国際予備審査の請求は行われなかったものとみなします。
（規 5 8 の 2 . 1 (b)、令 1 (3)）

第 6 節 国際予備審査の開始及びそのための期間

国際予備審査は、以下の 1. ～ 3. の場合を除き、国際予備審査機関が次の①～③の全てを受領した時に開始されます。

- ① 国際予備審査請求書
- ② 取扱手数料及び予備審査手数料
- ③ 国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の国際調査機関による宣言のいずれか、及び国際調査機関の見解書

ただし、国際予備審査機関は、出願人が国際予備審査請求期間（国際調査報告の送付日から 3 月又は優先日から 2 2 月のうちいずれか遅く満了する期間）の満了する時まで国際予備審査の開始を延期するよう明示的に請求したときは、国際予備審査を開始しません。

（規 6 9 . 1 (a)）

国際予備審査の開始延期請求は、国際予備審査請求書「第 IV 欄 国際予備審査に関する基本事項」の該当欄に表示するか又は国際予備審査開始延期請求書（「第 8 章 第 7 節 3. 国際予備審査の開始の延期の請求」参照）を提出することによって行います。

1. 条約第 3 4 条の補正の記述がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に条約第 3 4 条の規定に基づく補正書を国際予備審査の請求書とともに提出した旨の表示（規則 5 3 . 9 (c)）を含んでいるが、当該補正書が提出されていない場合には、国際予備審査機関は、補正書の受領又は出願人に対する補正書の提出の求めに定めた期間の満了のいずれかが生じるまでは国際予備審査を開始しません。

（規 6 9 . 1 (e)、同 6 0 . 1 (g)、法施 6 3 の 2）

2. 条約第 1 9 条の補正を考慮する希望がある場合

国際予備審査請求書の補正に関する記述に、条約第 1 9 条の規定に基づく補正を考慮することを希望する旨の表示（規則 5 3 . 9 (a) (i)）を含む場合には、国際予備審査機関はその補正書の写しを受領する前に国際予備審査を開始しません。
（規 6 9 . 1 (c)）

3. 国際調査と同時に開始する場合

国際予備審査機関が国際調査機関と同一である場合で、国際予備審査機関が希望するときは、規則69.1(d)及び(e)に従うことを条件に国際予備審査を国際調査と同時に開始することができます。(規69.1(b))

ただし、国際予備審査請求書の補正に関する記述に、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨の表示(規則53.9(b))を含む場合には、条約19条に基づく補正書の写しもしくは当該補正を希望しない旨の通知を受領するまで、又は条約第19条の提出期間が経過するまで国際予備審査を開始しません。(規69.1(d))

第7節 国際予備審査の請求後に行う手続

1. 手続の補完

(1) 補完の命令

国際予備審査の請求が以下のいずれかに該当する場合は、手続の補完が命じられます。

(規60.1(a)、法14、令1(1)、法施63(2))

① 出願人の氏名(名称)及びあて名が記載されていない場合(出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く)

(法施52②、同63(2)①)

② 発明の名称が記載されていない場合

(法施52④、同63(2)①)

③ 国際出願番号及び国際出願日の記載がない場合(国際出願番号及び国際出願日の通知がされていないときには、受理官庁(日本国特許庁)の名称が記載されていない場合)

(法施52⑤、同63(2)①)

④ 国際出願の言語により記載されていない場合

(法施63(1)②、同63(2)②)

(2) 補完の期間

命令の日(発送日)から1月

(規60.1(a)、法施69)

(3) 補完の方法

「手続補完書(令第1条第1項の規定による命令に基づく手続の補完)」を提出することにより行います。

(法施70(1)で準用する法施24、法施様12、同12の2(英語))[様式2-3]

(4) 補完がされた場合

所定の期間内に補完の手続がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は国際予備審査機関が手続補完書を受領した日に受理されたものとみなされます。

(規60.1(b)後段、令1(1))

(5) 補完がされなかった場合

所定の期間内に手続の補完がされなかった場合は、その国際予備審査の請求は、初めからなかったものとみなされ、出願人及び国際事務局にその旨が通知されます。

(規60.1(c)、同61.1(b)、令1(3))

2. 手続の補正

(1) 補正の命令

国際予備審査の請求書が以下のいずれかに該当する場合には、手続の補正が命じられます。
(規 6 0. 1 (a)、法 1 4、令 1 (2)、法施 6 3 (1))

- ① 予備審査手数料及び取扱手数料が所定の期間内に納付されていない場合
(規 5 8 の 2. 1、法 1 4)
- ② 国際予備審査を請求する旨の申立ての記載がない場合 (法施 5 2 ①、同 6 3 (1) ①)
- ③ 出願人の記載はあるが、全員の記載がされていない場合 (法施 5 2 ②、同 6 3 (1) ①)
- ④ 出願人の国籍及び住所が記載されていない場合 (出願人が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人について記載がある場合は除く) (法施 5 2 ②、同 6 3 (1) ①)
- ⑤ 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名の記載がない場合
(法施 5 2 ③、同 6 3 (1) ①)
- ⑥ 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がない場合 (提出者が二人以上ある場合で、そのうちの少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く)
(法施 6 3 (1) ④)
- ⑦ 代理人の資格について不備がある場合 (法施 6 3 (1) ③)
- ⑧ 請求書が所定の様式により作成されていない場合 (法施 6 3 (1) ⑤)

(2) 補正の期間

命令の日(発送日)から 1 月 (規 6 0. 1 (a)、法施 6 9)

(3) 補正の方法

「手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正)」を提出することにより行います。

前述(1)①の手数料にかかる補正は、書面手続及びオンライン手続いずれも可能です。

(法施 7 0 (3)、法施様 2 9、同 2 9 の 2 (英語)) [様式 2-2]

前述(1)②から⑧にかかる補正は、添付書類が必要なためオンライン手続はできません。
書面にて手続してください。

(法施 7 0 (2)、法施様 1 5、様式 1 5 の 2 (英語)) [様式 2-6 (1)]

(4) 補正がされた場合

所定の期間内に手続の補正がされた場合には、当該国際予備審査の請求書は、国際予備審査機関が実際の請求書を受領した日に受理されたものとみなされます。(規 6 0. 1 (b) 前段)

(5) 補正がされなかった場合

所定の期間内に手続の補正がされなかった場合は、国際予備審査の請求は初めからなかったものとみなされ、出願人及び国際事務局にその旨が通知されます。

(規 6 0. 1 (c)、同 6 1. 1 (b)、令 1 (3))

3. 国際予備審査の開始の延期の請求

(1) 開始の延期の請求

国際予備審査を請求した出願人は、規則 6 9. 1 (a) の規定に従い、特許庁長官に対し、法施第 5 1 条の 2 第 1 項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求をす

ることができます。

(法施53の2(1))

(2) 請求の方法

「国際予備審査開始延期請求書」を提出して行います。

(法施53の2(2)、法施様21の3、同21の4(英語)) [様式5-5]

4. 発明の単一性の欠如

(1) 請求の範囲の減縮又は追加手数料の納付命令

国際予備審査の請求に係る国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合には、国際予備審査機関は、その請求の範囲を減縮するか又は追加手数料を納付すべきことを相当の期間を指定して出願人に命じます。(条34(3)(a)、法12(3))

<命令書の内容>

(規68.2、法施58)

- ① 発明の単一性の要件を満たすこととなる請求の範囲の減縮の明示
- ② 追加して納付する手数料の金額
- ③ 発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由

(2) 減縮・納付の期間

命令の日(発送日)から1月

(規68.2(iii))

(3) 追加手数料の額

追加手数料の額は、管轄国際予備審査機関が定めます。

(規68.3(a))

以下の額は、2023年7月1日現在。

- | | | | |
|--------------------|--------|-------------------|---------|
| ① 日本国特許庁(国際出願が日本語) | 1発明につき | 28,000円 | |
| 日本国特許庁(国際出願が英語) | 1発明につき | 45,000円 | (令2(7)) |
| ② 欧州特許庁 | | 1,830ユーロ(EUR) | |
| ③ インド特許庁(法人の場合) | | 12,000インドルピー(INR) | |
| インド特許庁(個人の場合(注1)) | | 3,000インドルピー(INR) | (注2) |
| ④ シンガポール知的所有権庁 | | 830シンガポールドル(SGD) | |

(注1) 出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

(注2) インド特許庁が国際調査報告書を作成した場合、法人の場合は10,000 INR、個人の場合は2,500 INRに減額されます。

(4) 減縮・納付の方法

出願人は、所定の期間内に「請求の範囲の減縮書」「手数料追加納付書(国際予備審査に係る追加納付)」「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」のいずれかを提出します。

(規68.3(b)、法施59、法施様22、同22の2(英語)、特例施10(1)5の2イ及びハ) [様式5-8]

(5) 減縮・納付がされた場合

必要な減縮が行われた場合又は(及び)十分な追加手数料の納付がなされた場合には、該当する請求の範囲について国際予備報告が作成されます。

(6) 減縮・納付がされなかった場合

- ① 減縮も納付もされなかったとき

国際予備審査機関は、主発明であると認められる発明に係る部分について国際予備報告

を作成します。 (条 3 4 (3) (c))

② 不十分な減縮

発明の単一性の要件が満たされないときは、①と同じ手続がとられます。

(規 6 8 . 4、法 1 2 (4))

③ 不十分な納付

a 審査官は、納付があった発明に係る部分とその他の発明に係る部分とに区分して、納付があった発明に係る部分についてはその国際予備審査の結果を、その他の発明に係る部分については追加手数料が不十分である旨を国際予備報告に記載します。

(法 1 2 (4))

b a の区分は、審査官が主要な発明と認める順序に従って行います。 (法施 6 0)

c 審査官がその順序を定めることができないときは、請求の範囲における発明の記載の順序に従います。 (規 6 8 . 5、法施 6 0)

(7) 減縮又は支払いを求めない場合

条約第 3 4 条(4) (b) 及び規則 6 6 . 1 (e) の規定 (予備審査の対象としない場合) に従うことを条件として、国際出願の全体について国際予備審査を進め、書面による見解及び国際予備報告に発明の単一性の要件を満たしていないと認めた旨を表示し及びその理由を明記します。 (規 6 8 . 1)

(8) 追加手数料異議の申立て

(規 6 8 . 3 (c) (d) (e)、法施 7 0 (5) で準用する法施 4 4 から 4 5 の 4)

① 異議の申立て

追加手数料を納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額を納付するとともに「発明の単一性の要件を満たしている」又は「追加の手数料の額が過大である」旨の理由を記載した「陳述書」を提出することにより異議を申立てることができます。

(規 6 8 . 3 (c)、法施 4 4 (1)、特例施 1 0 (1) 5 の 2 リ)

② 申立ての方法 (日本国特許庁の場合)

「陳述書」を「手数料追加納付書 (国際予備審査に係る追加納付)」と同時に提出することにより行います。 (法施 4 4、法施様 1 9、同 1 9 の 2 (英語)) [様式 3 - 2]

③ 申立ての期間 (減縮、納付期間 (規 6 8 . 2) に準ずる)

命令の日 (発送日) から 1 月

④ 異議申立手数料 (日本国特許庁は適用しません)

(規 6 8 . 3 (e))

国際予備審査機関は、異議の審理のための手数料 (異議申立手数料) の支払いを出願人に要求することができます。

※ 国際予備審査機関としての欧州特許庁、インド特許庁又はシンガポール知的所有権庁に対して、異議申立てをする場合の手数料 (2023年7月1日現在)

9 8 0 ユーロ (EUR)

4, 0 0 0 インドルピー (INR) (法人の場合)

1, 0 0 0 インドルピー (INR) (個人の場合 (注 1))

6 5 0 シンガポールドル (SGD)

(注 1) 出願人が複数のときは、出願人全員が個人の場合です。

異議申立手数料は、出願人に通知した日から 1 月以内に支払われなければなりません。支払われなかった場合には、異議の申立ては取り下げたものとみなされます。

異議が正当と認められた場合には、異議申立手数料は払い戻されます。 (規 6 8 . 3 (e))

⑤ 異議申立ての決定（日本国特許庁の場合）

異議の申立ては、3名の審査官の合議体により決定され、決定の謄本が申立人に送付されます。追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があったときは、追加手数料の全部又は一部が申立人に返還されます。

（規6 8. 3 (c) (d)、法施4 5、同4 5の4）

5. 答弁書の提出

（1）国際調査機関の見解書

国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、国際調査機関の見解書の内容が規則6 6. 2 (a)に示されるものに該当する場合には、国際予備審査機関の最初の見解書とみなされます。

（規6 6. 1の2、法施5 5の2(1)）

（2）国際調査機関の見解書に対する答弁書

出願人は、（1）の見解書に対して、国際予備審査を請求した時から、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は国際調査報告を作成しない旨の通知を送付した日から3月又は優先日から2 2月のうちいずれか遅く満了する期間までに答弁書を提出することができます。

答弁書は、必要な場合には補正書とともに、国際予備審査機関に提出することができます。

（規4 3の2. 1 (c)、法施5 5の2(2)(3)、同6 2、特例施1 0(1) 5の2ニ、
法施様2 3、同2 3の2(英語)）[様式5-3]

（3）追加の見解書の交付

国際調査機関の見解書が国際予備審査機関の最初の見解書とみなされることを条件として、国際予備審査機関は、まだ否定的な見解が存在している場合にも、追加の見解書を作成することなく国際予備報告を作成することができます。

国際予備審査機関は、見解書の作成回数をできる限り少なくするという原則に従いつつ、出願人が見解書に対する答弁に十分な努力を払っているか、国際予備報告を作成するための時間的な余裕があるか等を勘案して、必要に応じて国際予備審査機関としての見解書を再度作成することができます。

（PCT国際調査及び予備審査ガイドライン1 9章）

（4）追加の見解書に対する答弁書

出願人は、その見解書に対して指定された期間内に答弁書を提出することができます。

（条3 4(2)(d)、法1 3）

① 答弁の期間

通知の日（見解書の発送日）から2月

（規6 6. 2(d)）

出願人が期間満了前に延長請求をした場合は、最大2月期間を延長することができます。

（規6 6. 2(e)）[様式5-7]

② 答弁の方法

「答弁書」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

（規6 6. 3(b)、法施6 2、法施様2 3、同2 3の2(英語)、特例施1 0(1) 5の2ニ）
[様式5-3]

（5）出願人の請求による答弁書の提出

国際予備審査機関は、出願人の請求により答弁書を提出する期間を与えることができます。

（規6 6. 4(b)、法施6 1の2、法施様2 3、同2 3の2(英語)）

6. 条約第34条の規定に基づく補正

国際予備審査の請求をした出願人は、次の期間内に限り当該請求に係る国際出願の明細書、請求の範囲及び図面について補正をすることができます。補正は出願時における国際出願の開示の範囲を超えることはできません。(条34(2)(b)、法11)

(1) 補正が可能な期間

- ① 国際予備審査の請求をした時から国際予備報告の作成が開始されるまでの期間
(規66.1(b)、法施55①)

国際予備審査機関は、見解書又は国際予備報告の作成を開始した後に受理した補正書、抗弁、又は明白な誤記の訂正は、見解書又は国際予備報告の作成の考慮に入れることを必要としません。(規66.4の2)

※ 国際調査見解書の導入により国際予備審査機関があらためて見解書を作成しない場合、国際予備審査機関が必要な書類及び手数料を全て受領した後、比較的早い段階で国際予備報告の作成に着手されることが予想されます。したがって、国際予備審査の段階で補正をするのであれば、国際予備審査請求と同時に条約第34条補正を提出することをお薦めします。

- ② 審査官が期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
(法施55②)
- ③ 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
(法施55③)

(2) 補正の方法

「手続補正書(法第11条の規定による補正)」を管轄国際予備審査機関に提出することにより行います。

(法施70(2)で準用する法施31、法施様15、同15の2(英語))[様式5-4]

(3) 補正書の形式 (規66.8、法施様15備考4)

- ① 「補正の内容」欄には、明細書、請求の範囲、図面の補正について、補正事項を指摘するとともに、補正の根拠を表示します。
補正の根拠を表示するとは、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲、図面の記載のうち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述することをいいます。
- ② 明細書又は図面を補正する場合には、補正した頁の差し替え用紙を添付します。
- ③ 請求の範囲を補正する場合には、請求の範囲全文を差し替え用紙として添付します。
- ④ 一の用紙の全体が削除されることになる場合は、差し替え用紙の添付を必要としません。
- ⑤ 配列表を補正する場合は、補正後の配列表全部を記録した磁気ディスクを添付します。

7. 条約第19条の規定に基づく補正書の写しの提出

条約第19条補正書の提出の時に既に国際予備審査の請求を行っている場合には、補正書を国際事務局に提出すると同時に、その写しを国際予備審査機関にも提出することが望ましいとされています。(規62.2)

8. 明らかな誤りの訂正請求

明細書、請求の範囲、図面若しくはそれらの補正書又は条約第19条若しくは同第34条に基づく補正書の誤記について請求できます。(規91.1(b)(iii))

詳細は「第5章 第9節 明らかな誤りの訂正請求」を参照してください。

9. 謄本の請求

出願人又はその出願人の承諾を得た者は、国際予備審査機関に対し、国際予備審査に関する書類の謄本の交付を請求することができます。(規94.2)

詳細は「第5章 第14節 2. 国際出願に関する書類の謄本の請求」を参照してください。

10. 文献の写しの請求

国際予備審査の請求をした出願人又は指定官庁は、国際予備報告に記載された文献であって国際調査報告に記載されていない文献の写しを、国際予備審査機関に対し国際出願日から7年間の期間内に請求することができます。(条36(4)、規71.2(a)、法15)

詳細は「第5章 第14節 4. 文献の写しの請求」を参照してください。

11. 国際予備審査請求又は選択の取下げ

出願人は、国際予備審査の請求又は選択のいずれか若しくはすべてを優先日から30月を経過する前に国際事務局に届け出ることでいつでも取り下げることができます。

(条37(1)、規90の2.4(a))

詳細は「第7章 第2節 3. 国際予備審査の請求又は選択の取下げ」を参照してください。

第8節 国際予備報告(特許性に関する国際予備報告(特許協力条約第二章))

1. 国際予備報告の作成期間

次の期間のうちいずれか遅く満了する期間

(1) 優先日から28月 (規69.2(i))

(2) 国際予備審査の開始の時から6月 (規69.2(ii))

(3) 国際予備審査機関が認める言語で、かつ国際公開言語である言語による翻訳文の受理の日から6月 (規69.2(iii))

2. 国際予備報告の内容

(1) 国際予備審査の基礎

① 条約第19条、同第34条の補正及び規則91.1の規定に基づいて許可された明白な

誤記の訂正は、国際予備審査のために考慮されます。これらの補正や訂正が行われていない場合には、国際予備審査は出願時における国際出願に基づき行われます。

(規66.1(a))

- ② 国際調査報告が作成されていない発明に関する請求の範囲は、国際予備審査の対象とされません。
(規66.1(e))

(2) 国際予備報告の基礎

- ① 請求の範囲について補正がされた場合には、補正後の請求の範囲に基づいて報告を作成します。
(規70.2(a))
- ② 補正が出願時における国際出願の開示の範囲を超えてされたものと認める場合には、報告は、その補正がされなかったものとして作成します。
(規70.2(c))
- ③ 明細書、請求の範囲又は図面の補正を行う場合、補正のための差し替え用紙に添付する書簡に、出願時の国際出願中の補正の根拠を表示しなければなりません。補正の根拠を表示しなかった場合、当該補正が行われなかったものとして報告を作成することができます。
(規70.2(c)(2))
- ④ 明白な誤記の訂正が考慮に入れられる場合には、国際予備報告にその旨を表示します。明白な誤記の訂正を考慮に入れない場合には、可能なときは国際予備報告にその旨を表示し、表示がない場合には、国際予備審査機関は国際事務局にその旨を通知し、国際事務局は指定官庁にその旨通知します。
(規70.2(e)、細413)

(3) 国際予備報告の内容

- ① 請求の範囲が条約第33条(2)から(4)に規定されている、
- ・新規性
 - ・進歩性(自明のものではないこと)
 - ・産業上の利用可能性
- の基準に適合していると認められるかどうかを各請求の範囲について記述します。
- ② ①の記述は、各請求の範囲に対応して「有」、「無」の語からなり、
- a 結論を裏付ける文献を列記します。
 - b 場合により、必要な説明を付すことができます。
 - c 他の意見を付すことができます。
- (条35(2)、規70.6、同70.7、同70.8)

(4) 国際予備報告の記載事項

- ① 国際予備審査機関の名称、国際出願番号、出願人の氏名又は名称、国際出願日
 - ② 国際予備審査請求書の受理の日付、国際予備報告を作成した日付
 - ③ 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - ④ 補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認めた場合には、その旨と理由
 - ⑤ 請求の範囲が国際調査報告の作成されていない発明であり国際予備審査の対象とならなかった旨の記載
 - ⑥ 国際予備審査機関に対し補正書が提出された場合には、その事実
 - ⑦ 発明の単一性に関する注釈
 - ⑧ その他
- (規70、法施56)

3. 国際予備報告を作成しない場合

- (1) 次のいずれかの事由がある場合には、国際予備審査機関は国際予備審査を行いません。

(条 3 4 (4) (a)、法 1 2 (2))

- ① 国際出願の対象が国際予備審査を要しないものと国際予備審査機関が認め、かつ、国際予備審査を行わないことを決定したとき。

(条 3 4 (4) (a) (i)、規 6 7. 1、法施 7 0 (4) で準用する法施 4 2)

- ② 明細書、請求の範囲、図面が明瞭でないため、又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性（自明のものではないこと）、産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができないと認められたとき。

(条 3 4 (4) (a) (ii))

- ③ 前記①②の事由が一部の請求の範囲について、又は一部の請求の範囲との関連にある場合には、当該請求の範囲のみについて適用されます。

(条 3 4 (4) (b))

(2) 通知

国際予備報告を作成しない場合には、出願人にその旨の見解及びその根拠が通知されます。

(条 3 4 (4) (a)、法 1 2)

第 9 節 国際予備報告の送付、送達

1. 出願人、国際事務局への送付

国際予備審査機関は、特許性に関する国際予備報告の送付通知書 (PCT/IPEA/416) 並びに特許性に関する国際予備報告 (PCT/IPEA/409) 及びその附属書類を、出願人及び国際事務局に同一の日に送付します。

(条 3 6 (1)、規 7 1. 1、法施 5 7)

2. 選択国への送達

国際事務局は、国際予備報告（附属書類を含む）及びその所定の英訳（ただし附属書類を除く）を作成して、各選択官庁に送達します。また、同時に出願人にも送付されます。国際事務局からの送達は、各選択国による請求により、優先日から 3 0 月経過後に行われます。

(条 3 6 (3) (a)、規 7 2. 2、同 7 3. 2)

3. 報告の附属書類

(規 7 0. 1 6)

- (1) 以下①～④に列挙する差し替え用紙及び書簡は報告に附属書類として添付されます。ただし、以下①～③の差し替え用紙であっても、後の差し替え用紙又は用紙全体を削除することとなる補正によって差し替えられたもの又は取り消されたものとみなすものは添付されません。

- ① 条約第 3 4 条の規定に基づく補正書の差し替え用紙及びその書簡（「手続補正書（法第 1 1 条の規定による補正）」）

- ② 条約第 1 9 条の規定に基づく補正書の差し替え用紙及びその書簡

- ③ 国際予備審査機関によって許可された明白な誤記の訂正の差し替え用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）

- ④ 国際予備審査機関が国際予備審査開始後に受領したため、報告に考慮されなかった明白な誤記の訂正に関する用紙及びその書簡（「明らかな誤りの訂正請求書」）

(2) 以下①②の場合には前記(1)の記載にかかわらず、差し替えられ又は取り消された差し替え用紙及びその書簡についても、附属書類として添付されます。

- ① 差し替えようとし又は取り消そうとする補正が、国際出願の開示の範囲を超えてされた補正であると国際予備審査機関に認められた場合
- ② 差し替えようとし又は取り消そうとする補正について、補正の根拠を表示する書簡が提出されなかったため、その補正が行われなかったものとして報告が作成された場合

4. 附属書類の翻訳文

附属書類の所定の翻訳文は、出願人が所定の期間内に選択官庁に送付します。

(条36(3)(b)、規74.1(a))